

# 吐出口断面積が 14cm<sup>2</sup>(直径42mm)をこえる ポンプを設置する場合には 届出が必要です※

※一部適用除外があります

静岡県地下水の採取に関する条例(昭和53年1月31日施行)は、特定の区域内において地下水の採取の規制等の必要な措置を講ずることにより、地下水の採取に伴う障害の防止及び地下水の水源の保全を図ることを目的としています。

静岡市域については、「静清地域」と「岳南地域」が規制地域として指定されており、吐出口断面積が14cm<sup>2</sup>を超える揚水設備を設置する場合は、取水基準の順守と届出の義務があります。

## 用語の説明

規制地域	地下水を採取したことによる障害(地盤沈下、地下水の塩水化、地下水位の低下)が生じている区域及びその区域と地下水理において密接な関連のある区域として県知事が指定する区域
適正化地域	地下水を採取に伴う障害の発生するおそれがある区域として県知事が指定する区域
揚水設備	動力を用いて地下水を採取するための設備であって、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が14cm <sup>2</sup> (直径42mm)をこえるもの。
静清地域	静岡市葵区及び駿河区の一部、清水区の一部(旧清水市の一部)
岳南地域	静岡市清水区の一部(旧蒲原町)、富士市及び富士宮市の一部

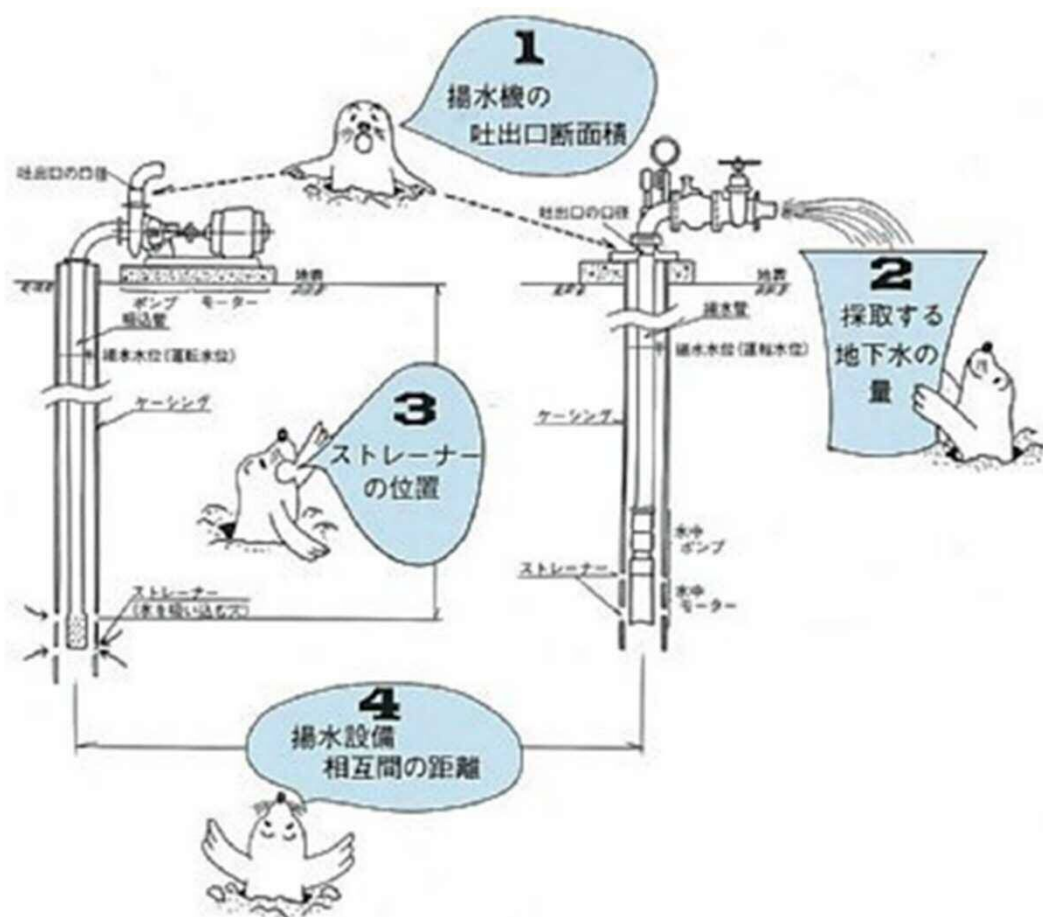
# 取水基準について

県条例による指定地域では、

- 1 揚水機の吐出口断面積
- 2 採取する地下水の量
- 3 ストレーナーの位置
- 4 揚水設備相互間の距離

について規制が定められています。

各地域の取水基準については、環境保全課までお問合せください。



静岡県 環境局 環境保全課 水質係  
〒420-8602 静岡県葵区追手町5番1号  
電話番号 054-221-1359  
e-mail:kankyuhozen@city.shizuoka.lg.jp